

鳥取県道路施設等管理業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。以下同じ。）が発注する道路施設等管理業務に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。）第129条の規定による最低制限価格制度を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「道路施設等管理業務」とは、県土整備部が発注する道路、空港、港湾、漁港その他の県土整備部が所管する施設の管理業務で別表に掲げるものをいう。

(適用対象業務)

第3条 この要領は、道路施設等管理業務のうち設計金額（複数年に亘る場合は、1年度当たりの金額）が百万円以上の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の性質、目的、制約等からみて必要があると認められるときは、適用対象業務から除くことができる。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格の設定権者（以下「価格設定権者」という。）は、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該道路施設等管理業務の予定価格を決定する権限を有する者とする。

2 最低制限価格は、別に定める算定方法により、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。

(最低制限価格の記載)

第5条 価格設定権者は、最低制限価格を入札（開札）までに予定価格調書に記載し、封書にし、開札まで確実な方法で保管しなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 価格設定権者は最低制限価格を設定した場合、当該道路施設等管理業務に係る入札に関する説明書に最低制限価格が設定されていることを記載し、入札に参加しようとする者に周知しなければならない。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合には、当該入札を執行した者は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

3 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該道路施設等管理業務に係る入札に関する説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

(その他)

第8条 第4条第2項に規定する価格設定権者が定める算定方法は、公表しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調達公告（指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下同じ。）を行う業務について適用し、施行日前に調達公告を行う業務については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 25 日以降に調達公告を行う道路施設等管理業務から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 9 月 11 日以降に調達公告を行う道路施設等管理業務から適用する。

(別表)

業務名	管理施設
除雪 植栽管理	道路、空港、港湾、漁港その他の県土整備部が所管する施設
路面清掃 消融雪施設保守点検	道路